

名古屋市千種区不老町

名古屋大学

総 長 瀧口道成 殿

東京都渋谷区松濤 1 - 1 - 2

宗教法人 世界基督教統一神霊協会

会 長 梶栗玄太郎

2011年6月1日

名古屋大学における「キャンパスライフ安全論」に関する
抗議及び謝罪要求

宗教法人世界基督教統一神霊協会（以下、当法人といいます）は1964年7月16日に創設された、現在57万人余の信徒を擁する宗教法人です。創始者の文鮮明師の「神の元の理想家庭による理想世界の創建」という教えのもと、伝道活動、礼拝等の儀式行事、及び信者の教化育成を目的として運営されています。



当法人が伝え聞くところによると、貴大学は、2011年4月始め、新入生らに対して大学主催で特別講義（キャンパスライフ安全論）を開催し、学生生活を守るとの名目で大学当局の権威を利用してカルトに関する特別講義への参加を促し、当法人について「カルト中のカルト」だと決めつけ、「予断と偏見に満ちた一方的な情報」を伝えたとのことです。

貴大学は「自由闊達な学風を誇り、新しい時代を切り開くことのできる『勇気ある知識人を育成する』ことを旨としている」であると大学紹介の挨拶に記載していますが、前記特別講義に参加した参加者によると、その内容は貴大学が誇る自由闊達な学風とは全く相反するものであったとのことです。

貴大学は国立大学であって私立大学ではなく、憲法の人権規定が直接適用される立場にありますが、今回の特別講義は、当法人の信教の自由を直接侵害するものと言わざるを得ません。

当法人としては以下の点について強く抗議し、謝罪を求めるものです。就きましては、2週間以内に誠意ある回答を頂けますよう、強く要請致します。



1 当法人に対する名誉毀損

上記特別講義の中で当法人を被告とする裁判の原告代理人でもあった山口貴士弁護士は、当法人について「カルト中のカルトだ」、「靈感商法を行っている」、「刑事事件を起こしている」と断定的に表現し、また、当法人が主催する合同結婚式を違法と表現しました。しかしながら、これらの発言はいずれも当法人の名誉を著しく毀損するものであり到底容認することはできません。

①「カルト中のカルト」との発言について

上記講演で山口弁護士は「カルト団体」について、『「教祖」とか「指導者」とか、「グル」だとかのリーダーに従い、信者らの間で、ある種の精神操作技術、「マインドコントロール」によって形成されて、非常に大きな権力の格差もしくは人間関係で形成されている集団』と定義づけたと聞きました。しかしながら、このような恣意的かつ曖昧な基準で敵対集団を攻撃する手法は、反宗教的であり、思想・信条の自由を危うくするものであって極めて危険であると言わざるを得ません。



嘗てフランスやドイツで、1990年代後半にカルトやセクトが政治の場で議論となった際に、多くの人権団体、宗教団体やアメリカ政府等からも、このようなカルトの定義、反カルトの主張は、特定少数宗教団体に対する差別や不当な扱いに利用されかねないとの危険性が指摘されました。こうした主張は政教分離原則に違反し、宗教思想の自由に対する侵害であるとして強い非難が巻き起こりました。

元より国立大学において大学当局が、特定の宗教に対し「カルト」とのレッテルを張り、攻撃を行うことは、政教分離原則に違反し、思想・信条・信仰の自由を著しく侵害する行為ですが、同時に名誉毀損を構成するものと言えます。

② 「靈感商法を行っている」との発言について

当法人は一切の収益事業を営んでいませんし、「靈感商法」と批判されるような販売行為には一切関与していません。元より、当法人が「靈感商法」を行っているなどの認定が裁判の場でなされたこともあ



りません。従って、当法人が「靈感商法を行っている」との発言は明らかな事実誤認であり、名誉毀損です。

③ 「刑事事件を起こしている」との発言について

刑事裁判で当法人の刑事事件への関わりが認定された事実も一切ありません。従って、当法人が「靈感商法を行っている」との発言も、明らかな事実誤認であり、名誉毀損です。

④ 合同結婚式を違法との発言について

これまで司法の場で、合同結婚式が違法と判断された事実はありません。

以上の通りであり、山口弁護士発言は、著しく予断と偏見に満ちたものであり、当法人の名誉を著しく毀損するものであったと言えます。しかるに、山口弁護士が、全国靈感商法対策弁護士連絡会（通称・全国弁連）に所属し、且つ日本脱カルト協会理事を務める人物であるだけに、前記発言は、あたかも事実であるかのごとく聴衆を誤信させる危険を十分に含んでいたものと言えます。このような事実無根の情報が、国立



大学という公教育の場において、「学生生活を守る」という名目で流布されたことにより当法人が被った損害は甚大なものであったと言えます。

2 山口貴士弁護士の立場の非中立性

① 山口氏は、当法人に対する元信者を原告とする民事裁判における原告側代理人として訴訟活動を行ってきた人物です。当法人と利害が相反する立場の人物に対して当法人への一方的な情報を語らせることは、公正中立であるべき国立大学として採るべき態度とは言えません。また、貴大学が裁判の一方当事者の主張のみを学生に対して大学の権威のもとに伝える行為は極めて不公正であり、常軌を逸したものと言わざるを得ません。

② 山口弁護士が所属する「全国靈感商法対策弁護士連絡会」は、当法人信者に対する拉致監禁・強制脱会説得活動のゆえに法廷でも不法行為責任が問われたキリスト教牧師等と連携しつつ、当法人に対する反対運動を展開してきた弁護士集団です。貴大学が、そのような特定の政治的思想の元に偏向した弁護士集団と深く関係を結ぶ



ことは、思想・信条において公正中立であるべき国立大学の姿勢として到底容認できないものです。

- ③ 山口弁護士が所属する「日本脱カルト研究会」は、当法人信者に対する拉致監禁・強制脱会説得活動に関わってきたキリスト教牧師や活動家等が多数参加する団体です。公正中立であるべき国立大学が、このような異常な団体に所属する弁護士の主張を大学の権威をもって流布することも著しく公正を害する行為であると言えます。

3 貴大学による検証の欠如

山口弁護士の上記特別講義を主催するに際し、貴大学は、いかなる検証も当法人に対して行っておりません。このようにバランスを欠いた姿勢は公正中立な立場で学問研究及び教育に当たる国立大学の姿勢としては著しく不当であると言わざるを得ません。

- 4 上記講演の終わりに、山口弁護士は、当法人の友好団体である原理研究会に所属する学生らの「救出」のため、自らが理事を務める「日本脱カルト研究会」等の学外



関係者らによる援助や関与が必要であると訴えました。
しかも、こうした活動に関わる際の自身の弁護活動については金銭的請求がなされ得ることにも言及したと聞いています。これでは、大学が特定の弁護士の実業・広告活動の場に使われたと言っても過言ではありません。

5 当法人信者らに対する人権侵害

今回の特別講義には当法人信者らの子弟らが参加していましたが、自分たちが所属する宗教への上記の如き事実と反する内容を一方的に聞かされ、精神的に重大な衝撃を受けています。また、当法人の友好団体である原理研究会に所属する子弟らも、貴大学から偏見をもって攻撃され、不平等な扱いを受けることを恐れています。政教分離原則を定め、信教の自由を最大限尊重する憲法規定に照らし、貴大学の特別講義は到底容認できるものではありません。

以 上